

モノづくりは『未来の活力』! 地域の力を応援します!

奥州市では、製造業を主たる事業として営む中小企業等が「企業競争力の強化に資する」次の事業を実施する場合に、補助金を交付します

①積極的な自社PRで新たな展開を！（展示会等出展事業）

新規取引先獲得を目指しての他地域等への自社のPRを促進・後押しします

②従業員研修・講習受講で企業力UPを！（競争力強化研修事業）

外部機関より講師を招いて行う自社研修や各種講習への従業員派遣を促進・後押しします

③多様な連携で新たなアイデアを！（共同開発研究事業）

他企業や大学などとの共同による新製品・新技術の開発を促進・後押しします

④ものづくりを更なる高みへ！（国際規格等認証取得事業）

販路拡大、営業機会の創出や地球環境に配慮したものづくりを促進・後押しします

※申請書の提出期日は、事業実施（着手）日の1週間前まで！

例：小間料等を既に支払っていても、展示会前の申請であれば補助の対象となります

■補助金活用例

展示会等出展補助	機械要素技術展、スーパーマーケットトレードショー、メカトロテックジャパン、ビジネスマッチ東北、就職ガイダンスなど ※Web形式の展示会も可
競争力強化研修事業	5S研修や品質保証研修、クレーン操作講習、玉掛け講習、デジタル化・DX推進のための専門家派遣など ※Web形式の講習も可
共同開発研究事業	2社以上の企業等が共同で新商品開発
国際規格等認証取得	ISO14001、9001等の新規認証取得



※予算の範囲内での交付となります

岩手県奥州市

商工観光部商工労政課

TEL0197-34-2331

<http://www.city.oshu.iwate.jp/>

展示会等出展事業

補助対象経費	補助額
国、地方公共団体その他市長が適当と認める団体が主催し、又は後援する展示会、博覧会、見本市等に小間を借り上げて自社の製品、技術、サービス等を展示する際の小間料及び小間装飾料、旅費並びに輸送費	当該経費の2分の1以内の額とし、10万円を限度とします。ただし、小間料が20万円を超える展示会に出展する場合は、当該経費の2分の1以内の額で25万円を限度とします。

※小間料が無料かつ一般入場者の入場料が無料の展示会、販売を伴う物産展等への出展については、対象にならない場合があります

競争力強化研修事業

補助対象経費	補助額
外部機関による工程改善、マーケティング強化等の企業の競争力の強化に資する研修等を実施する際の講師等への謝金及び旅費又は自社従業員を研修等に派遣する際の受講料、旅費、教材費及び検定料	当該経費の2分の1以内の額。ただし、10万円を限度とします。

※講習等を伴わない検定のみを受験料については、対象にならない場合があります

共同開発研究事業

補助対象経費	補助額
企業と大学、短期大学、高等専門学校等、公設試験研究機関若しくは独立行政法人の試験研究機関、又は複数の企業が共同で製品開発研究等を実施する際の原材料費、機械装置費、工具器具費、技術指導費、外注加工費、システム構築費、旅費、賃借料、文献購入費、消耗品等の対象事業の実施に直接要する経費(直接人件費を除きます。)	当該経費の2分の1以内の額。ただし、25万円を限度とします。

国際規格等認証取得事業

補助対象経費	補助額
国際規格等(ISO規格、JISQ9100、IATF16949、FSS C22000、エコアクション21、HACCP等)の認証を新規に取得する場合に審査登録機関等に支払う申請料、基本料、審査料、認証・登録料及び旅費並びに専門家への委託料(市外に立地する事業所と同時に認証を取得する場合は、それぞれの事業所の従業員数で按分した経費を対象とする場合あり。)	当該経費の2分の1以内の額とし、30万円を限度とします。ただし、エコアクション21の認証を取得する場合は、20万円を限度とします。

※平成31年4月1日から、補助対象となる国際規格等の範囲を拡大しました(下線部)

※すでに取得している規格の継続申請については、原則対象外です

詳しくはお気軽にお問い合わせ下さい！

担当：奥州市 商工観光部 商工労政課 TEL：0197-34-2331（直通）